



# 宮 崎 県 公 報

平成27年1月8日(木曜日) 第 2656 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

規 則	頁	公 告	頁
○宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則…… (行政経営課) 1		○土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 3	
告 示		○県営土地改良事業計画の変更 (2 件) …… (農村整備課) 4	
○救急診療所の認定…………… (医療業務課) 2		○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 4	
○民有林の保安林の指定の解除予定…………… (自然環境課) 2		○入札公告…………… 5	
○保安林の指定解除の予定の通知 (5 件) …… ( " ) 2		監査委員公告	
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 3		○監査結果に基づき講じた措置の公表…………… 6	
○道路の供用の開始…………… ( " ) 3		○包括外部監査結果報告に対して講じた措置の公 表……………12	
○土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 3		収用委員会告示	
		○収用の裁決手続の開始決定 (2 件) ……14	

## 規 則

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年1月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第1号

#### 宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則

宮崎県行政組織規則 (平成10年宮崎県規則第15号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																								
<p>(健康増進課)</p> <p>第30条 健康増進課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) 感染症対策審議会及び感染症の診査に関する協議会に関すること。</p> <p>2 感染症対策室においては、前項第10号から第12号までに掲げる事務を分掌する。</p> <p>(名称等)</p> <p>第 262条 法第 138条の4 第3項の規定に基づき設置された附属機関の名称、担当事務及び主管部課は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>担 任 事 務</th> <th>主管部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮崎県生活衛生適正化審議会</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	担 任 事 務	主管部課	[略]			宮崎県生活衛生適正化審議会	[略]		<p>(健康増進課)</p> <p>第30条 健康増進課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) 小児慢性特定疾病審査会、指定難病審査会、感染症対策審議会及び感染症の審査に関する協議会に関すること。</p> <p>2 感染症対策室においては、前項第10号に掲げる事務、第11号に掲げる事務及び第12号に掲げる事務のうち感染症対策審議会及び感染症の審査に関する協議会に関する事務を分掌する。</p> <p>(名称等)</p> <p>第 262条 法第 138条の4 第3項の規定に基づき設置された附属機関の名称、担当事務及び主管部課は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>担 任 事 務</th> <th>主管部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮崎県生活衛生適正化審議会</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮崎県小児慢性特定疾病審査会</td> <td>児童福祉法第19条の3 第4項の規定による小児慢性特定疾病医療費に係る医療費支給認定をしないことについての審査に関する事務</td> <td>福祉保健 部健康増 進課</td> </tr> <tr> <td>宮崎県指定難病審査会</td> <td>難病の患者に対する医療等に関する法律 (平成26年法律第50号) 第</td> <td>福祉保健 部健康増</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	担 任 事 務	主管部課	[略]			宮崎県生活衛生適正化審議会	[略]		宮崎県小児慢性特定疾病審査会	児童福祉法第19条の3 第4項の規定による小児慢性特定疾病医療費に係る医療費支給認定をしないことについての審査に関する事務	福祉保健 部健康増 進課	宮崎県指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律 (平成26年法律第50号) 第	福祉保健 部健康増
名 称	担 任 事 務	主管部課																							
[略]																									
宮崎県生活衛生適正化審議会	[略]																								
名 称	担 任 事 務	主管部課																							
[略]																									
宮崎県生活衛生適正化審議会	[略]																								
宮崎県小児慢性特定疾病審査会	児童福祉法第19条の3 第4項の規定による小児慢性特定疾病医療費に係る医療費支給認定をしないことについての審査に関する事務	福祉保健 部健康増 進課																							
宮崎県指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律 (平成26年法律第50号) 第	福祉保健 部健康増																							

[略]	[略]	7条第2項の規定による特定医療に係る支給認定をしないことについての審査に関する事務	進課
[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 3 号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に規定する救急病院等と認定した。

平成27年 1 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人将優会クリニックうしたに	宮崎市大字恒久字西原5065番地

2 救急病院等の認定の有効期間

平成27年 1 月 1 日から平成29年12月31日まで

宮崎県告示第 4 号

森林法（昭和26年法律第 249号）第26条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定を解除する予定である。

平成27年 1 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 解除予定に係る民有林の保安林の所在場所

日向市東郷町山陰字長迫己1329-29、東臼杵郡門川町大字川内字日平3499-69、字水ナシ 805-22、822-13から 822-16まで、865-11、865-12、873-8、字ニクシ 882-7、894-2、905-4、字赤木谷1021-5、1021-6、字今別府 955-4、967-4、字飯干 986-4、字猪ノ内 928-12、字土々呂平1110-18、1110-19、字山中1101-23から1101-25まで、1102-13、1115-2、1116-2、東臼杵郡美郷町北郷黒木字玉カツラ1705-15、1705-16、1707-73、字シメ山1749-43、1756-32、1756-34、1756-42、字トン谷1746-6、1748-6、字土々呂1851-17、1851-18、1852-6、1852-7、1855-14、字日平4-14、字所野 410-12、410-13、字ヨリキ 192-31、192-32、192-34から 192-36まで、193-13、字アイノ内32-14、入下字アイノ内 130-6、字ウツキ藪 134-2、134-3

2 民有林の保安林として指定された目的 水源のかん養

3 解除の理由 電気工作物設備用地とするため

宮崎県告示第 5 号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成27年 1 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 解除予定保安林の所在場所 延岡市（国有林。次の図に示す部

分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源のかん養

3 解除の理由 電気工作物設備用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 6 号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成27年 1 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 解除予定保安林の所在場所 木城町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源のかん養

3 解除の理由 電気工作物設備用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに木城町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 7 号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成27年 1 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 解除予定保安林の所在場所 延岡市北川町川内名字小豆藪山8342-4から8342-7まで、宮長町67-10から67-12まで、68-13、68-14、69-25、69-26、70-15、70-16、日向市東郷町下三ヶ字矢櫃1984-100

2 保安林として指定された目的 水源のかん養

3 解除の理由 電気工作物設備用地とするため

宮崎県告示第 8 号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成27年 1 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 解除予定保安林の所在場所 延岡市北川町川内名字椎葉谷山9126-8、9126-9、日向市東郷町下三ヶ字涼松1878-36

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 解除の理由 電気工作物設備用地とするため

宮崎県告示第 9 号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、次のとお

り保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成27年1月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 解除予定保安林の所在場所

西都市大字尾八重字柏葉1757-10、児湯郡木城町大字中之又字  
塊所 325-11、宇屋敷原31-7、43-6、字松尾1-5、1-6

2 保安林として指定された目的 水源の涵養

3 解除の理由 電気工作物設備用地とするため

宮崎県告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成27年1月8日から平成27年1月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年1月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
214	県道	上祝子綱の瀬線	延岡市北方町下鹿川字滝下申1番31地先から同市同町下鹿川同字申1番31地先まで	旧	5.6 ~ 12.0	60.5
				新	5.8 ~ 17.0	60.5

宮崎県告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成27年1月8日から平成27年1月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年1月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
214	県道	上祝子綱の瀬線	延岡市北方町下鹿川字滝下申1番31地先から同市同町下鹿川同字申1番31地先まで	平成27年1月8日

宮崎県告示第12号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次のとおり

土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成27年1月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延岡市	地下谷川	10-203-1-176	土石流
	奥納屋谷川	10-203-1-177	土石流
	島浦町(1)	10-203-1-178	土石流
	島浦町(2)	10-203-1-179	土石流
	島浦町(3)	10-203-1-180	土石流
	島浦町(4)	10-203-1-181	土石流
	関ヶ谷川	10-203-2-117	土石流
	島の浦	I-1-1561	急傾斜地の崩壊
	白浜第1	I-1-1563	急傾斜地の崩壊
	白浜第2	I-1-1564	急傾斜地の崩壊
	奥納屋	I-1-3558	急傾斜地の崩壊
	島浦-1	I-1-3637	急傾斜地の崩壊
	島浦-2	I-1-3638	急傾斜地の崩壊
	島浦-3	I-1-3658	急傾斜地の崩壊
島浦-4	I-1-3659	急傾斜地の崩壊	

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第13号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成27年1月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

延岡市	島浦町(1)	10-203-1-178	土石流
	島浦町(2)	10-203-1-179	土石流
	島浦町(4)	10-203-1-181	土石流
	関ヶ谷川	10-203-2-117	土石流
	島の浦	I-1-1561	急傾斜地の崩壊
	白浜第1	I-1-1563	急傾斜地の崩壊
	白浜第2	I-1-1564	急傾斜地の崩壊
	奥納屋	I-1-3558	急傾斜地の崩壊
	島浦-1	I-1-3637	急傾斜地の崩壊
	島浦-3	I-1-3658	急傾斜地の崩壊
島浦-4	I-1-3659	急傾斜地の崩壊	

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

**公 告**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、矢立地区県営土地改良事業(椎葉村、中山間地域総合整備事業)に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年1月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 縦覧に供する書類  
変更に係る土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間  
平成27年1月8日から平成27年2月6日まで
- 縦覧場所  
椎葉村役場農林振興課内
- その他  
この公告に係る土地改良事業計画の変更(以下「この計画の変

更」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定により、この計画の変更についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、尾鈴北第1地区県営土地改良事業(川南町・都農町、畑地帯総合整備事業)に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。

平成27年1月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 縦覧に供する書類  
変更に係る土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間  
平成27年1月8日から平成27年2月6日まで
- 縦覧場所  
川南町役場農地課内  
都農町役場建設課内
- その他

この公告に係る土地改良事業計画の変更(以下「この計画の変更」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定により、この計画の変更についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成27年1月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-23)第1710号	(株)岩切建設	岩切 洋	宮崎県児湯郡高鍋町大字持田1582	一般	土木工事業	平成26年11月21日付けで廃業した旨の届	平成26年11月21日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第6603号	(株)やまかわ興産	河野 利久	宮崎県日向市大字細島667-12	一般	管工事業	平成26年11月19日〃	平成26年11月19日(一部廃業)
宮崎県知事許可(特-25)第8176号	(株)宮防	村社 勝	宮崎県宮崎市大字田吉1886	特定	土木工事業、とび・土工工事業	平成26年11月13日〃	平成26年11月13日(一部廃業)
宮崎県知事許可	(有)西日本機動	木脇 浩二	宮崎県都城	一般	土木工事業、石工事業	平成26年11月	平成26年11月7日

(般-25)第 13213号			市宮丸 2 - 9		、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	7日〃	(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第 400号	(株)佐藤土木	佐藤 智祐	宮崎県宮崎市佐土原町下那珂9876-9	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業、水道施設工事業	平成26年11月20日〃	平成26年11月20日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第4428号	瀬戸建設	瀬戸 厚男	宮崎県都城市神之山町2365	一般	建築工事業、大工工事業	平成26年11月17日〃	平成26年11月17日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-22)第7310号	(有)鶴羽建設	鶴羽 敏博	宮崎県延岡市稲葉崎町3-1440-1	一般	土木工事業	平成26年11月4日〃	平成26年11月4日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第 12903号	樹組	渡邊 祐樹	宮崎県宮崎市大塚町竹下 520-40	一般	とび・土工工事業	平成26年11月12日〃	平成26年11月12日(全廃業)

## 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成27年1月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 旋盤 14式
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成27年3月25日
- (4) 納入場所 宮崎県立延岡工業高等学校 宮崎県立佐土原高等学校
- (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - ア 平成26年宮崎県告示第 487号に規定する資格を有する者であること。
  - イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
  - ウ 納入する物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類を平成27年1月19日までに下記3(1)の場所に提出し事前に審査を受けること。

## 3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請の方法

上記2(1)アに掲げる資格を有しない者で参加を希望する者は、下記の申請を行うこと。

- (1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208

- (2) 申請書類の受付期間 平成27年1月8日から平成27年1月15日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

## 4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当
- (2) 期間 平成27年1月8日から平成27年1月22日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

## 5 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当
- (2) 期間 平成27年1月8日から平成27年1月22日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

## 6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当
- (2) 提出期限 平成27年1月22日午後3時(郵便にあっては、平成27年1月21日午後5時必着)
- (3) 提出方法 持参又は送付(郵便にあっては、書留郵便に限る。)によること。

## 7 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁1号館4階総務事務センター入札室 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- (2) 日時 平成27年1月22日午後3時

## 8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

## 9 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

## 10 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

## 11 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総務部総務事務センター物品担当

- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 13 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: lat-hes 14sets
- (2) Timelimit for tender: 3:00p.m.22 January, 2015
- (3) Contact point for the notice:Office Employee General Affairs Center Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8501 Japan.  
TEL:0985 -26-7208

### 監査委員公告

平成26年9月4日付けで提出した監査の結果に対して、宮崎県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年1月8日

宮崎県監査委員 宮 本 尊  
宮崎県監査委員 山 口 博  
宮崎県監査委員 中 野 廣 明  
宮崎県監査委員 田 口 雄 二

#### 1 県の機関を対象とした定期監査

機関名	監査の結果	講じた措置
大阪事務所	旅費について、交通費の算出を誤り支給不足となっているものが散見された。善処を要する。(注意事項)	支給不足となっていた職員に対しては、直ちに差額分の支払を行った。 また、交通費の算出誤り等を防ぐため、出力した旅行命令書は複数の職員で確認するよう事務処理を改めた。
小林県税・総務事務所	県税の窓口収納について、収納すべき額を誤って受領していた。留意を要する。(注意事項)	県税窓口において収納を行う際は、納税された方と一緒に紙幣の枚数や金種等預かる金額及び釣り銭金額を確認するなど、入念に行うことの徹底を図ることとした。
高鍋県税・総務事務所	県税の窓口収納について、収納すべき額を誤って受領していた。留意を要する。(注意事項)	県税窓口において収納を行う際は、納税された方と一緒に紙幣の枚数や金種等預かる金額及び釣り銭金額を確認するなど、入念に行うことの徹底を図ることとした。

日向県税・総務事務所	狩猟税申告書について、証紙に消印が押されていないものがあった。善処を要する。(注意事項)	直ちに適正に消印処理を行った。今後は、証紙消印処理後に担当リーダー及び出納員による書類確認を行うこととし、宮崎県収入証紙条例施行規則第9条に基づく適切な事務処理に努める。
西臼杵支庁	母子福祉資金貸付金等について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(注意事項)	母子寡婦福祉資金については、家庭訪問や電話により生活実態を把握の上、具体的な償還計画を作成し、償還の度に借主にも確認してもらうことで償還意識の向上を図っている。 また、滞納金が発生しないよう、引き続き貸付時及び償還開始時に、償還義務について十分説明し、指導を行っていく。 生活保護費償還金については、家庭訪問や電話を行うことにより、生活実態を把握し粘り強く納付を促していく。 また、被保護者の収入状況を把握し、収入申告を徹底するとともに、把握した収入については、被保護者が費消してしまう前に返還命令措置を講じるなど、速やかな事務処理を行うことで未収金の発生防止に努める。
	非常勤職員の報酬について、支払時期が遅れているものが散見された。留意を要する。(注意事項)	勤務条件通知書の内容について、担当内の職員に周知を行うとともに、毎月の支払に必要な報告書について、複数名により確認を行うなど、適正な報酬の支払に努めている。
	旅費について、旅行雑費の調整誤りにより支給不足となっているものがあった。善処を要する。(注意事項)	支給不足となっていた旅行雑費については、平成26年7月31日に支払を行った。 平成25年7月から、新旅費システムの稼働により、旅行雑費調整誤りの対策が図られており、また、旅費計算書の複数名チェックを徹底するなど、適正な旅費支給に努めている。
医療薬課	看護師等修学資金貸付金について、収入未済額	債権者に対し、福祉こどもセンターに配置している

	が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。（注意事項）	債権管理事務嘱託員の活用等により、督促や計画的な返納指導（文書・電話・訪問）を実施するとともに、債権者の生活状況を踏まえ、必要に応じ分割納入の措置を採るなど個々のケースに応じた納入指導を徹底し、収入促進に努める。 また、現年度分に係る滞納について、初期段階での納入指導を徹底し未済額の増加防止に努める。			るなど、センター全体での取組を展開するとともに、引き続き、経済情勢の悪化により生活が困窮している滞納者については、個々のケースに応じたきめ細かな説明や納入指導を行い、納入に関する意識を啓発し、収入未済額の減少に努める。
国保・援護課	生活保護費返還金について、収入未済率が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。（要望事項）	生活保護費返還金については、各福祉事務所に対し、生活保護法施行事務監査や各種会議等において、返還金の決定及び徴収等の適正実施に努めるよう指導助言を行っているところである。 また、各福祉事務所においても、未収金対策会議の開催、未収金徴収強化月間の設定による重点的な納入指導を行うとともに、債権管理事務嘱託員の活用を図るなど、収入促進に努めているところである。 今後とも引き続き、各福祉事務所に対し、収入促進に努めるよう指導を行うとともに、返還金の原因となりやすい遡及年金等の収入状況の把握に努めるよう、併せて指導助言を行うこととする。			2 児童扶養手当返還金 児童扶養手当返還金については、公的年金の受給や婚姻等により、手当の受給資格が喪失した場合に受給者本人からの届出が遅れることにより発生するものであり、町村の協力を得ながら、新たな返還金の未然防止等に取り組んでいるが、債権者の経済基盤の脆弱もあり、収入未済額の解消に結びついていない。 このため、下記の対策について、さらに徹底を図り、収入促進等に努めていく。 (1) 資格喪失時の届出義務の周知を図るとともに、町村と連携し、資格喪失者の早期把握に努める。 (2) 連絡不能となった債務者に対する公簿等の調査や、長期末納者に対しては、債務承認書を徴する等適正な債権管理に努める。 (3) 債務者に対し、督促状の発送、職員や児童扶養手当管理員による電話や訪問による返納指導を行うとともに、個々のケースに応じた償還指導を行う。
障害福祉課	精神障がい者地域移行支援事業等の業務委託について、契約書の作成が遅れているものが散見された。留意を要する。（注意事項）	業務委託の契約書作成については、委託先との十分な連携のもと、速やかに事務処理を行うように改善する。さらに、チェック体制の強化を図り、進捗状況の管理を徹底し、適正な事務処理に努めていくこととする。			3 母子寡婦福祉資金貸付金 滞納者の多くは、償還意識はあっても、厳しい社会情勢の中、他の借入れや低所得のため、償還が困難となっており、特に滞納が多い修学関係資
こども家庭課	児童保護費負担金等について、収入未済額等が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。（要望事項）	1 児童保護費負担金 各福祉こどもセンターにおいて、債権管理事務嘱託員が債務者宅へ家庭訪問等を行っていることに加え、定期的に未収金対策会議を開催し、未収金徴収強化月間を設定す			

		<p>金においては、連帯して債務を負う児童の就職難が、母親の大きな負担となっている状況もあり、収入未済の解消が図られていない。</p> <p>このため、母子寡婦福祉資金貸付金収納促進対策要領に基づき、下記の事項に積極的に取り組み、償還促進に努めていく。</p> <p>(1) 貸付制度運用対策会議を開催し、制度の適正運用と償還対策の強化を図る。</p> <p>(2) 償還指導強化月間を設け、特別償還指導を実施する。</p> <p>(3) 督促や催告の実施と併せ、長期未納者には誓約書の提出を求めるなど、適正な債権管理に努める。</p> <p>(4) 滞納の常態化を防ぐため、滞納発生初期において、早期・集約的な償還指導を実施する。</p> <p>(5) 新たに償還が始まる借主等に対して償還期間到来の連絡を実施し、償還計画の再認識を促すとともに、口座振替の利用促進を図る。</p>				<p>て納付を促すなど、担当者と連携を図りながら地道に未収金回収に取り組んでいる。</p> <p>さらに、負担金額の決定を速やかに行い納付を依頼するなど、未収金発生の防止にも努めている。</p>
	<p>中央福祉こどもセンター</p> <p>児童保護費負担金等について、収入未済率が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(注意事項)</p>	<p>児童入所施設との連携を密にし、債務者に関する情報収集に努めながら、債務者への電話・文書・家庭訪問等により納付指導を行っている。</p> <p>特に、未収となっている案件については、年3回の未収金対策会議において、収納率の目標設定や対象者リストを作成し、目標達成のために、徴収強化期間を設け、集中的に夜間訪問等による指導を実施している。</p> <p>また、過年度からの滞納者については、年間を通じ、債権管理事務嘱託員が、家庭訪問等を粘り強く行っ</p>		<p>南部福祉こどもセンター</p>	<p>生活保護費返還金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(注意事項)</p>	<p>生活保護費返還金については、課税状況調査や年金調査の実施により収入状況を的確に把握するとともに、被保護者に対して収入申告の指導を徹底し、収入把握と返還決定を早期に実施することにより消費済みによる滞納の発生防止に努める。</p> <p>また、滞納を解消するため、債権管理事務嘱託員を積極的に活用して納入を督促するとともに、履行延期の活用など個々のケースに応じたきめ細やかな指導を行い、滞納者への納入啓発と収入未済額の減少に努める。</p>
				<p>北部福祉こどもセンター</p>	<p>生活保護費返還金等について、収入未済額等が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(注意事項)</p>	<p>未収金対策については、センター全体の課題として取り組んでおり、所長をトップとする未収金対策会議を定期的に開催し、滞納状況の確認や目標設定を行うとともに、滞納者の生活実態に応じた分割納入などの対応策についても検討している。</p> <p>平成25年11月には債権管理事務嘱託員が行う訪問催促等を効率的に行うため、事務処理の基本的な事項を定め、それにのっとり、対象者や訪問催促頻度等を決定している。</p> <p>さらに、年3回の未収金納入指導強化月間に、夜間の自宅訪問や電話催告、来所による相談・指導を行うなど集中的な取組を行っている。</p> <p>また、新たな未収金の発生を防止するため、生活保護費返還金については収入申告の指導の徹底、母子寡</p>



		<p>婦福祉資金貸付金については貸付時の丁寧な説明を徹底するなどの取組を強化することとしている。</p>			<p>見された。善処を要する。(注意事項)</p>	<p>た。</p> <p>今後、県外出張における交通費の算出誤りを防止し、適正な旅費を支出するため、重点確認事項一覧を作成し、チェック機能の強化を行うこととした。</p>
児湯福祉事務所	<p>生活保護費返還金等について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の取組が望まれる。(指摘事項)</p>	<p>生活保護費返還金等未済金については、常に直近の納入状況を共有し、随時未収対策の会議を開催して、具体的な対策を講じる。さらに収入促進強化期間を設定し、電話や訪問による返還指導及び行方不明者の住所確認を強化する。</p> <p>また、課税調査や年金調査により、収入未申告等に伴う徴収金自体の発生防止に努める。</p> <p>なお、生活保護法の改正により、生活保護費との相殺が可能となる平成26年7月1日以降の徴収対象金については、可能な限り保護費との相殺を行うこととする。</p> <p>母子寡婦福祉資金貸付金については、償還会議を毎月開催し、滞納状況の確認や個別の対応策を協議するとともに、当該月の償還指導強化対象者を決定し、集中的な償還指導を行う。また、年3回の償還指導強化月間を設定し納入指導を強化する。</p>		<p>庁舎清掃業務委託について、検査調書が作成されていなかった。留意を要する。(注意事項)</p>	<p>庁舎清掃業務委託について、検査調書の作成を速やかに行った。</p> <p>今後、契約期間の総額が100万円以上の契約について、予算執行時に「最終回支出時、検査調書の作成」と記載し、適正な事務処理を行うこととした。</p>	
			<p>観光推進課</p>	<p>「日本のふるさと宮崎」誘客促進事業費補助金について、交付決定事務が遅れていた。留意を要する。(注意事項)</p>	<p>今後は、補助金交付決定事務に係る進捗状況の管理を徹底するとともに、課内のチェック体制を強化し、事務が滞ることのないよう適正な事務処理に努める。</p>	
			<p>畜産振興課</p>	<p>畜産振興補助事業補助業務の受託について、調定事務が遅れていた。留意を要する。(指摘事項)</p>	<p>受託事業については、内示通知があった時点で調定を行うこととした。</p> <p>今後は、調定事務の遅れがないよう、適正な事務処理に努める。</p>	
			<p>家畜防疫対策課</p>	<p>口蹄疫埋却地再生活用対策事業に係る業務委託について、支出負担行為の整理時期が遅れているものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)</p>	<p>今後、業務委託の実施に当たっては、課内で進行管理を確実に行うよう徹底し、適正な事務処理に努める。</p>	
小林保健所	<p>旅費について、旅行雑費が重複して支給されているものが見受けられた。善処を要する。(注意事項)</p>	<p>当該旅行雑費については、速やかに戻入処理を行った。</p> <p>今後はチェック体制を強化し、同様の誤りがないよう再発防止に努めることとした。</p>		<p>北諸県農林振興局</p>	<p>火薬類の譲渡又は譲受許可申請手数料等について、証紙の消印が申請書受理時に押されていないものが散見された。留意を要する。(指摘事項)</p>	<p>今後、宮崎県収入証紙条例施行規則等に基づき、申請書類を受理時に押印するとともに、複数の職員で確認することを徹底し、適正な事務処理に努める。</p>
	<p>診療所開設許可申請について、添付書類が不足しているものがあった。留意を要する。(注意事項)</p>	<p>診療所開設許可申請については、添付書類の有無及び内容を確認するため、審査票を作成し、漏れなく確認できるようにした。</p> <p>これにより、申請書受付時の添付書類の確認を確実に行うとともに、決裁時におけるチェック体制の強化を行うこととした。</p>		<p>総合農業試験場</p>	<p>畑作園芸支場における公用車の管理について、法定定期点検整備を実施していないものがあった。留意を要する。(指摘事項)</p>	<p>今後は、自動車等管理要綱等を十分に認識して事務を行うとともに、チェック体制の強化を図り、再発防止に努める。</p>
高鍋保健所	<p>旅費について、交通費の算出誤り等により支払額を誤っているものが散</p>	<p>交通費の算出誤り等により支払った旅費の追給及び戻入の処理を速やかに行</p>		<p>旅費について、旅行命</p>	<p>誤って支給した旅行雑費については、戻入処理を行った。</p> <p>今後は、適正な会計事務を行い、再発防止に努める。</p>	
					<p>誤って支給した旅費につ</p>	

	<p>令の重複により過払となっているものがあつた。善処を要する。(注意事項)</p>	<p>いては、戻入処理を行った。今後、適正な会計事務を行い、再発防止に努める。</p>		<p>土石採取料について、調定事務が遅れているものがあつた。留意を要する。(注意事項)</p>	<p>今後は、職員に対して関係規程の周知徹底を図るとともに、チェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。</p>
宮崎土木事務所	<p>道路占用料について、調定額の算定を誤り過徴収となっているものがあつた。善処を要する。(注意事項)</p>	<p>過徴収となっていた道路占用料については、返納済みである。また、過去5年分、算定誤りが無いことを確認した。今後は、担当リーダー、課長による二重チェックを徹底し、適正な事務処理に努める。</p>		<p>公有財産使用料について、調定額の算定を誤り過徴収となっているものがあつた。善処を要する。(注意事項)</p>	<p>公有財産使用料(行政財産使用料)の過徴収分については、相手方に返還済みである。今後は、算定額の誤りが無いよう、職員に対して関係規定の周知徹底を図るとともに、チェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。</p>
	<p>河川敷占用料について、滞納整理票が整理されていないものが散見された。留意を要する。(注意事項)</p>	<p>未納案件については、滞納整理票を整理した。今後、滞納が発生した案件については、督促状を送付するとともに催促を行い早期納入を促し、その経緯を滞納整理票に記載し整理する。</p>	建設技術センター	<p>旅費について、航空賃の誤りにより過払となっているものがあつた。また、精算払の確認に必要な書類がないものがあつた。善処を要する。(注意事項)</p>	<p>旅費の過払については、戻入を完了した。また、精算払の書類不備については、外部講師がインターネットで購入したパック旅行に係る領収証の未発行によるもので、後からの再発行は不可能であったため、予約時の金額等が確認できる書類を添付した。今後は、旅費支払時のチェックを強化するとともに、外部講師がパック旅行や航空機を利用する場合には、領収証等支払が確認できる書類の提出が必要である旨を事前に周知するよう徹底することとした。</p>
	<p>移転補償に係る支障電気通信線路移転工事契約について、契約書で定められた期間内に工事が完了していないものがあつた。留意を要する。(注意事項)</p>	<p>今後は、担当職員において、契約ごとの工期管理を徹底するとともに、担当リーダーにおいても、全契約の工期を管理し、工期延長の協議漏れのないようにした。</p>			
	<p>河川法に基づく工作物の新築等の許可について、着手届や完了届のないものが散見された。留意を要する。(注意事項)</p>	<p>許可申請者に対し、着手届及び完了届の提出について強く指導を行うとともに、適正な事務処理に努める。</p>			
都城土木事務所	<p>概算払した旅費について、精算手続を誤り過払となっているものが見受けられた。善処を要する。(注意事項)</p>	<p>過払分の旅費については、戻入を完了した。今後は、支給された旅費の計算内容と実際の行程等に変更が生じていないか、証拠書類等をもとに十分確認した上で旅行後の精算手続を行うよう、周知徹底を図った。</p>	中部港湾事務所	<p>港湾施設用地使用料について、調定事務が遅れているのが見受けられた。留意を要する。(指摘事項)</p>	<p>本件は、占用許可等を行った際に港湾施設用地使用料の調定を失念していたものである。今後、財務規則の規定の確認を徹底するとともに、所内におけるチェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。</p>
日向土木事務所	<p>物品の処分について、売払代金の収納前に引渡しを行っているものがあつた。留意を要する。(指摘事項)</p>	<p>物品の処分に当たっては、適宜事務処理の内容確認を行うなど、「物品管理事務の手引」等に従い適正な事務処理に努める。</p>		<p>水域等占用料について、調定額の算定を誤っているのが見受けられた。善処を要する。(指摘事項)</p>	<p>不明瞭な境界などに基づく算定及び端数処理誤りについては、適正に処理する。今後、算定根拠を明確にするとともにチェック体制の強化を図り、適正な事務処理に努める。</p>
延岡土木事務所	<p>立竹木の補償契約書について、対象物件の所在地の表示が適切でないのが見受けられた。留意を要する。(指摘事項)</p>	<p>今後は、用地・補償契約事務に係る契約書の記載内容についてチェックを強化し、適正な事務処理に努める。</p>		<p>港湾使用料について、督促状の送付事務が遅れているのが散見された。留意を要する。(注意</p>	<p>今後、財務規則の規定の確認を徹底するとともに、所内におけるチェック体制を強化し、適正な事務処理</p>

	事項)	に努める。 また、滞納解消のために、滞納整理の年間スケジュールを立てるとともに、事務所内の滞納指導体制を整える。			しており、更なる収納促進に取り組み、育英資金事業の安定した運営ができるよう努めていく。
	宮崎港航路標識灯点検査整備業務委託について、支出負担行為の整理時期が遅れていた。留意を要する。(注意事項)	今後、財務規則の規定の確認を徹底するとともに、所内におけるチェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。		財産貸付料について、調定事務が遅れているのが見受けられた。留意を要する。(注意事項)	本件は、教職員住宅における電柱敷使用料の調定事務について、調定期間が遅れていたものである。 今後は、歳入事務について相互確認を徹底し、適正な会計処理に努める。
財務福利課	育英資金貸付金等について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の取組が望まれる。(指摘事項)	育英資金貸付金等の未済額が増加している主な原因は、返還者の増加に伴う返還総額の増加や、経済状況の悪化に伴う未就労・収入減等による滞納の増によるものである。 平成24年度より、育英資金事業の円滑な運営と経理の明確化を図るために、これまで一般会計で運営していた育英資金事業を特別会計により運営することとした。 特別会計による運営のもとで、滞納額の縮減と滞納の長期化防止のため、平成24年度から専門職員(債権管理員)を3名から5名に増員し、滞納者や連帯保証人に対する電話催促や訪問指導を強化している。 また、貸与申請の段階で本人や保護者へ返還についてきめ細かな説明を行い、返還に対する意識付けの徹底を図っている。 これらの取組に加えて、平成25年度からは、返還時の負担を軽減する貸与額の選択制や返還者の利便性と収納率の向上が図れる返還金の口座振替制度を導入し、新たな滞納の未然防止に取り組んでいる。 また、「育英資金返還促進強化事業」により、新規返還者に対する架電催促業務の外部委託や支払う意思のない長期滞納者等に対する法的措置を実施した。 今後はコンビニエンスストアを利用した収納も検討	高鍋農業高等学校	扶養手当について、過払となっているものがあった。善処を要する。(注意事項)	本件は、職員の扶養手当について、特定期間終了となった扶養親族の確認が十分に行われず、手当が過払となっていたものである。 監査指摘後、速やかに手当額の戻入処理を行った。 今後は、給与支給事務に係るチェックを強化し、再発防止に努める。
			都城きりしま支援学校	特別支援学校医療的ケア実施事業委託について、契約額から減額する単価を誤っていた。留意を要する。(注意事項)	本件は、特別支援学校医療的ケア実施事業委託について、医療的ケアを利用しない場合に減額すべき費用弁償の積算単価が誤っていたものである。 今後は、積算基礎となる単価等のチェック体制を強化し、財務規則等関係法令に従い適正な事務処理に努める。
			都城きりしま支援学校	都城きりしま支援学校スクールバス運行業務委託について、検査調書が作成されていなかった。留意を要する。(注意事項)	本件は、特別支援学校のスクールバス運行業務委託について、契約金額が100万円以上の単年度契約において必要な検査調書が作成されていなかったものである。監査後、速やかに検査調書を作成した。 今後は、委託業務完了後における必要書類のチェック体制を強化し、財務規則等関係法令に従い適正な事務処理に努める。
			日向ひまわり支援学校	日本スポーツ振興センター共済掛金について、指定金融機関等への払込みが遅れていた。留意を要する。(指摘事項)	本件は、日本スポーツ振興センター共済掛金の払込みについて、収納した現金の合計額が1万円を超えた日に指定金融機関での払込みをしていなかったものである。 今後は納入通知書を保護者ごとに発行し、保護者が

		金融機関で納入する方法へ変更を行うことで、適正な収入処理に努める。
	<p>教員特殊業務手当について、教員特殊業務従事実績簿が作成されていなかった。</p> <p>また、受給資格のない職員に支給されているものがあつた。善処を要する。(指摘事項)</p>	<p>本件は、職員の修学旅行生徒引率における教員特殊業務従事実績簿を作成せずに報告を行っていたものと及び手当の支給対象とならない職員に支給していたものである。</p> <p>監査指摘後、速やかに実績簿を整備し、誤支給については該当月の手当額の戻入処理を行った。</p> <p>今後は、給与支給事務の適正な処理と再発防止に努める。</p>
日南病院	<p>空調及び計装設備保守点検業務委託について、第三者への一部再委託に係る承認手続が行われていなかった。留意を要する。(注意事項)</p>	<p>平成26年度空調及び計装設備保守点検業務委託においては、委託業者から業務体制報告書を提出させ、一部再委託に係る承認手続を行っている。</p> <p>今後は、担当者間で十分にチェックを行い、適正な委託事務の執行に努める。</p>
延岡病院	<p>旅費について、交通費の算出を誤り支給不足となっているものが散見された。善処を要する。(注意事項)</p>	<p>今回の指摘は、県外旅費の計算において空港から起点までの交通費の算出に誤りがあり、支給不足となったものである。</p> <p>監査後、支給不足となっている旅費については、速やかに追給処理を行った。</p> <p>今後は、職員の旅費に関する条例及び関係通知等に基づき、旅費の算定を慎重に行い、適正な事務処理に努める。</p>
	<p>行政財産の目的外使用許可について、行政財産使用許可台帳が作成されていないものが見受けられた。善処を要する。(注意事項)</p>	<p>コインランドリー、コールドロッカー及びレンタルテレビについて、平成25年度までは行政財産使用許可台帳が整理されていたが、平成26年度分の作成がなされていなかったものである。</p> <p>監査後、直ちに行政財産使用許可台帳を作成した。</p> <p>今後は、貸付手続に遺漏のないよう十分に注意し、適切な事務処理に努める。</p>

に基づき、宮崎県知事等から平成24年度及び平成25年度包括外部監査結果報告に対して措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成27年1月8日

宮崎県監査委員 宮 本 尊  
 宮崎県監査委員 山 口 博  
 宮崎県監査委員 中 野 廣 明  
 宮崎県監査委員 田 口 雄 二

第 1 平成24年度包括外部監査結果報告に対して講じた措置

- 1 包括外部監査の特定事件  
 基金の管理及び運用について
- 2 包括外部監査の結果に基づく措置
  - (1) 監査意見
    - ア 宮崎県産業廃棄物税基金
    - ア) 効果測定について

監査の結果	講じた措置
<p>平成21年10月に効果の検証をしているが、効果測定の困難性から効果が明確に示されてはいないようである。今後制度導入10年目の平成26年度には効果測定をより一層明確にすべきと考える。</p>	<p>制度導入10年目の平成26年度に、27年度以降の課税継続等について検討を行ったところ、税制導入によって、最終処分量や不法投棄数が減少するとともに、排出事業者アンケート調査を行い、排出事業者の排出抑制等に取り組む意識付けになっていること等がわかつたことから、一定の効果があつたと考えている。</p> <p>あわせて、平成27年度以降も産業廃棄物税を継続、活用し、循環型社会の形成をさらに推進する必要がある、さらに九州各県においても産業廃棄物税の課税を継続する方向であることから、27年度以降も税制を継続したい旨、先の11月県議会において報告したところである。</p> <p>今後は、来年2月議会に税条例改正案を上程する予定である。</p>

第 2 平成25年度包括外部監査結果報告に対して講じた措置

- 1 包括外部監査の特定事件  
 県出資団体の財務状況について (資産を中心として)
- 2 包括外部監査の結果に基づく措置
  - (1) 指摘事項
    - ア 財務規程について【一般財団法人都城圏地域産業振興センター】

監査の結果	講じた措置
<p>財務規程に修正すべき箇所がある。</p>	<p>財務規則の文言については、第4条の条文を「第4条 センターの会計については、公益法人会計基準に</p>

	<p>より処理するものとする。 」に変更し、第18条の条文を削除する規程の改正を行った。</p>		<p>きたい。</p>
<p>イ 現金実査について【公益社団法人宮崎県農業振興公社】</p>		<p>イ 今後の県民文化振興事業の実施について【公益財団法人宮崎県立芸術劇場】</p>	
<p>監査の結果 会計処理規程に定められた金種表が作成されておらず、規程と実際の手続きに乖離が生じている。手持現金は少額ではあるが、規程にある手続きは実施すべきであり、もし、その必要性が乏しいと判断するのであれば、規程の変更を行うべきである。</p>	<p>講じた措置 実際の手続きと合った規程に変更するよう指導を行い、去る6月開催の理事会において、会計処理規程の改正を行った。</p>	<p>監査の結果 県民文化振興事業を行うために、平成24年度には文化事業基金を約57百万円取り崩している。 今後、県民文化振興事業の継続的な実施の観点から、自主財源を拡充する方策の充実が必要となると思われる。</p>	<p>講じた措置 県民文化振興事業を行うにあたり、平成25年度は、企業との共催による負担軽減やチケットのインターネット予約販売の導入など販売促進に努めるとともに、文化庁からの助成金等を積極的に活用することにより、文化事業基金の取り崩しを37百万円に圧縮することができた。県民文化事業を継続的に実施するため、引き続き財源の確保に努める。</p>
<p>ウ 固定資産実査について【公益社団法人宮崎県農業振興公社】</p>		<p>ウ 貸館稼働率について【一般財団法人都城圏地域産業振興センター】</p>	
<p>監査の結果 固定資産の実査が規程に定められた通りに実施されていない。固定資産の現物管理の観点から実施することが必要である。</p>	<p>講じた措置 規程に定められたとおり実査を行うよう指導を行い、農業振興公社において固定資産台帳との照合を実施した。</p>	<p>監査の結果 貸館事業については利用向上を目指し、関係各所への働きかけ等様々な取り組みを行っているものの、利用は低迷している。貸館（固定資産）の有効活用の観点から今後の利用拡大への更なる取組みが望まれる。</p>	<p>講じた措置 貸館（固定資産）の有効活用を図るため、次のとおり対応を行った。 ・南九州の都市部への営業活動を行うこととした。 ・新規利用者向け（展示場お試しチャレンジ）としては、初回に限り、搬入日の使用料のサービスを実施することとした。ただし、使用期間は、2日間以上の利用者に限定し、使用料については、搬入日（9時～17時）を無料とした。 ・既存利用者向け（展示場お試しプラスワン）としては、過去3か年に利用した最大回数にプラス1回利用した場合、そのプラス1回分の使用料のうち、搬入日の使用料に限りサービスを実施することとした。ただし、使用期間は、2日間以上の利用者に限定し、使用料については、搬入日（9時～17時）を無料とした。</p>
<p>エ 別途保管の現金について【一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンター】</p>		<p>エ 事業収入について【公益財団法人みやざき観光コンベンション協会】</p>	
<p>監査の結果 当団体は回数券を発行しているが、当該売上現金は別途に保管しており、回数券が使われる都度、売上現金として起票している。重要性は乏しいものの、前受金として受け入れる必要がある。</p>	<p>講じた措置 今までは、預り金として現金で保管し使用時に売上処理を行っていたが、今後は回数券販売時に前受金として入金起票し使用時に売上に計上することとした。</p>	<p>監査の結果 平成24年度の事業活動収入のうち、補助金が全体の81.7%を占めている。債券金利が低迷している現状では基本財産運用収入の増加</p>	<p>講じた措置 観光カレンダー等の質を向上させ、広く観光PRに資するものとし、商品の魅力を高めることで販売促進</p>
<p>オ 預金管理について【一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンター】</p>		<p>エ 事業収入について【公益財団法人みやざき観光コンベンション協会】</p>	
<p>監査の結果 定期預金残高と帳簿残高に差異（利息の計上もれ）があった。適切な会計処理が必要である。また、決算時においては残高証明書を手入して残高の確認作業を実施することが望まれる。</p>	<p>講じた措置 残高証明書を入手していなかったことは、初歩的な事務ミスであり、定期預金の利息 1,568円は、今年度雑収入として処理した。 今後は適正な処理を行いミスの無いよう確認のうえ決算処理を行う。</p>		
<p>(2) 監査意見</p>			
<p>ア 自主財源の確保について【公益財団法人宮崎県国際交流協会】</p>			
<p>監査の結果 現状、収入の約8割は、県からの委託である。出資も約8割が県、市町村が2割弱となっている。県の財政も厳しい折、県に過度に依存しない自主財源の確保が課題である。</p>	<p>講じた措置 同協会では、開催するイベントや講座等において、機会あるごとに会員加入促進のための呼びかけを行い、可能な限りの収入確保に努めているところである。 今後も引き続き、収入確保に努めるよう指導してい</p>		

は見込めないため、賛助会員の増加による会費の増加やカレンダー、グッズの販売等による事業収入の増加を図ることが今後の課題といえる。

に努めてまいりたい。  
また、活動について周知に努め、賛助会員の増加に努めてまいりたい。

オ 事業未収金について【公益社団法人宮崎県農業振興公社】

監査の結果	講じた措置
事業未収金のうち、就農支援資金貸付金 3,600千円は自己破産通知を受け取った現在所在不明の元新規就農者に対するものであり、これに対して貸倒引当金を 100%引当計上し、特定資産としているが流動資産ではなく「その他固定資産」に計上すべきである。また、滞納が長期化していることから、今後の処理について留意が必要である。	事業未収金の処理については、監査意見のとおり処理を行うよう指導し、平成25年度決算においては、そのとおり計上した。 また、滞納に対する今後の事務処理については、引き続き協議を進めていくこととした。

カ 長期保有地について【公益社団法人宮崎県農業振興公社】

監査の結果	講じた措置
流動資産の長期保有地に平成10年度買入れ分 1 件 636千円（買入費 1,192千円）、平成12年度買入れ分 1 件 6,638千円（買入費16,600千円）が計上されている。いずれも平成24年度で時価評価し、用地評価損合計10,518千円を計上しており、資産の評価に問題はないが、長期滞留資産であり、早期の対応が望まれる。	長期保有地については、積極的に周知を行い、早期の売渡しに努めるよう指導した。 農業振興公社においては、ホームページへの掲載や現地への看板設置などにより周知を行っているところである。

キ 長期貸付金について【公益社団法人宮崎県農業振興公社】

監査の結果	講じた措置
長期貸付金のうち、就農支援資金貸付金の延滞 2 件（375千円、220千円）と平成22年度就農奨学金貸与金の返還決定分 1 件（160千円）について回収状況に留意が必要である。	長期貸付金の延滞等については、関係機関と連携し、回収に努めるよう指導した。 農業振興公社では、就農支援資金貸付金の延滞については、面談の実施等の対応を検討し、また就農奨学金貸与金の返還決定分については、返還猶予の申請に対し、認可処理を行ったところである。

ク 埋却地の売却について【公益社団法人宮崎県農業振興公社】

監査の結果	講じた措置
平成22年度発生の口蹄疫において農地保有合理化事業を活用した埋却地の確保が行われている。当該埋却地については家畜伝染病予	長期保有地については、積極的に周知を行い、早期の売渡しに努めるよう指導した。

防法により処分できない3年間が経過している。現状では農地としての利用は困難とのことであるので、今後農地として再生整備を行ったのちに、担い手農家等に売却していく必要がある。

農業振興公社においては、ホームページへの掲載や現地への看板設置などにより周知を行い、平成25年度に7箇所、26年度に4箇所の売渡しを行った。

ケ 財務状況について【一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンター】

監査の結果	講じた措置
平成21年度より売上は連続して減少しており、平成24年度は経常黒字であったものの、平成22年度、平成23年度は損失計上となり、財務状況は安定しているとまでは言い難い。一層の事業力の向上、財務基盤の強化が望まれる。	平成25年度も収支黒字を確保したところであるが、利用料収入の増加を図るなど引き続き財務基盤の強化に努めることとした。

コ 現金管理について【一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンター】

監査の結果	講じた措置
日々の現金残高を確認できる帳簿書類がなく、実査表や金種表等実査を実施したことを示すものは作成されていない。日次残高と実際残高を照合し、記録するような管理体制を構築することが必要である。	小口現金の確認はフロントの担当が毎日行っているが、出納帳の作成を怠っていた。今回の指摘を受け、今後は会計規程を遵守することとし、小口現金出納帳を早急に作成し出納責任者が月末に認印するよう改善した。

サ 預り商品の管理について【一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンター】

監査の結果	講じた措置
当団体では売店事業における預り商品の受け払いを記録しておらず、帳簿上においても相手先別に管理していない。業者別に受け払いを記録し、請求内容との照合や相手先別に預り金残高を把握することが必要である。	レジスターの購入により業者別の売上を管理することとした。 また、売店事業における相手先別に帳簿を作成し毎月棚卸しを行い管理できるよう改善した。

シ 固定資産管理について【一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンター】

監査の結果	講じた措置
当法人ではリース分を含めた自社分並びに県有分の固定資産の定期的な実地検査は行われていない。管理固定資産の数量等の重要性を鑑みれば、定期的に実地調査を実施することが必要と考える。	リースを含めた財団所有の固定資産について、毎年定期的検査を実施する。 固定資産については、理事会を開催し、会計規程を改正し、対象を「耐用年数が1年を超えるもの」に改めた。